

私達の伝統的な生活基盤に根ざして生まれた多くの有形・無形の民俗資料は、基本文化の要素を数多くもつた文化財であるにもかかわらず当局には正当に評価されずにいた。それが昭和二十九年の文化財保護法の一部改正によってはじめて日の目を見るに至ったのは、従来の有形文化財・無形文化財・記念物とならんで民俗資料が独立して指定保護の対象になつたことにある。

こうした措置はまえから待望されていて当然とうけとめられていたものの、私達の身近にあるごくありふれた雑具や祭事などの有形・無形の民俗資料が国宝や重文と同一の指定対象となり、これの保護体制が確立されたことは画期的な意義をもつものと評価され、

校教育にも影響を与える、舞鶴でもその頃各小学校でこれの調査を行つた記録を「わが郷土」等の誌名でのこしている。この情況について「舞鶴市史」は次のように述べている。
同六年に入ると郷土教育が郡内各小学校で行われるようになつた。
郷土を愛する精神を涵養しようとするこの教育は愛国心養成の基底ともなるものであり、農村の学校では当時の自力更生運動の中に組み入れ、全村教育を目指した興村興農の郷土教育としても試みられるようになつた。

翌七年六月教育会加佐郡部会が郷土教育振興のためその資料展覧会を主催したところ内の二七小学校が参加した。出品された資料は郷土調査書・郷土誌・郷土読本・郷土地図・郷土模型・掛け図・標本等三〇〇余点で会場に当てられた明倫小学校の教室に展示された。

また郷土室を設けて常時郷土教育を行う施設とした学校もあつた。
このときの小学校の調査は、上意の下達によつて行われたらしく、項目も教科目に沿い、修身・国史・地理・理科・農業・家事等に分類して記述されているものの、これ以外に校

一、はじめに

私達の伝統的な生活基盤に根ざして生まれた多くの有形・無形の民俗資料は、基本文化の要素を数多くもつた文化財であるにもかかわらず当局には正当に評価されずにいた。

それが昭和二十九年の文化財保護法の一部改正によってはじめて日の目を見るに至ったのは、従来の有形文化財・無形文化財・記念物とならんで民俗資料が独立して指定保護の対象になつたことにある。

こうした措置はまえから待望されていて当然とうけとめられていたものの、私達の身近にあるごくありふれた雑具や祭事などの有形・無形の民俗資料が国宝や重文と同一の指定対象となり、これの保護体制が確立されたことは画期的な意義をもつものと評価され、

従前の調査研究に拍車がかかることになった。

またこれらの数多い資料のうちで、有形の重要なものに対しては「重要民俗資料指定基準」が、無形の場合には「記録作成等の措置を講すべき無形の民俗資料選択基準」が規定され、これに該当するものが逐次発表されて、その保護対策が講じられるようになつたのが現状である。

そしてこの対象は、私達の歴史的な暮しのなかで必然的に生まれた、所謂伝統的文化の所産である有形・無形の両面を指しているだけに、次の様に幅が広い。

- | | | | | | |
|-----------|-------------|--------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 衣・食・住 | (2) 生産・生業 | (3) 交通・運輸・通信 | (4) 交易 | (5) 社会生活 | (6) 信仰 |
| (7) 民俗知識 | (8) 民俗芸能・競戯 | (9) 人生儀礼 | (10) 年中行事 | (11) 口頭伝承 | |

以上の十一にわたる分類の方法は、保護を推

進する実務上の種類として、文化庁が監修した「民俗資料事典」が示した項目である。このうち「舞鶴市史」各説編がとり上げたものであつたが、いろいろな制約の中で二、三を除いて充分とは言いがたい。

田辺藩の記録とその周辺

一付、浜村の年中行事――

井上金次郎

万物流転のなかで民俗の変容もまた当然であるが、特に近代文化の流入と発展はこれを急速に早め、また敗戦後の政治・経済の変化による社会の変革は基本的な各種制度の改変を加えて、質的にまでこれを変化させ、永い間うけつがれてきた民俗資料の対象を根本的に形骸化させてしまった。

いま、こうしたなか史料の内容は別にして、田辺藩の「年中行事」記録とその周辺について検討することとした。

二、近代教育の中から

明治以降、郷民の生活現象を調査・研究して基底文化の源流をさぐり、これを科学的に説明し文献学的に貢献しようとする運動は、大正二年柳田國男などの『郷土研究』誌となって結実し、昭和四年の民俗学会の母体となり機関誌『民俗学』を生んだ。

こうした意味をもつ郷土研究の風潮は、学

村方

区の風習・娯楽・民謡・伝説・古書・古記録等から墓碑銘にまで及んで調査されたものも

あって、その頃すでに消滅していた伝承の記

録もこれによって明らかになつた資料も多い。

私が三十余年西図書館でみた中舞鶴尋常

高等学校の『郷土調査』(昭和六年十月版)

誌に「五、習慣・年中行事」の項目があり、

この中に

「文化十年(一八一三)余部上村・作方年

中行事に拠る」

の記述があつて、これから藩政時の年中記録がこの地域にのこっていたことを知り、雀躍したこともそのうちの一例である。

三、田辺藩の「年中行事」史料

舞鶴市が昭和三十八年十月文化財保護の条例を制定・公布し、同三十九年保護委員会が発足、爾後順次市指定が行われる過程で、市史の編さんも本格的に具体化し、これに随伴するかたちで行われた史料蒐集のなかで、稍もすれば等閑視され勝ちであった民俗関係の史料も江戸時代のものが次々と採集され、民俗研究の分野にも新らしい展望が開けてきた。

今これを「年中行事」に限つて整理すると、

大体次のようになる。

(3) 一九七四年市史編さん室 小川高先生紹介
(表紙)
文化十癸酉年七月

作方年中行事村仕癖休日之覚 青井村控

(奥書)廿七日
休日べ何拾何日

外ニ休日何日此分定外ニ而遠ざかり候

合何拾何日
節見斗ニて為休申候

右者年之草木之遅速氣色又ハ人々の考へ或
者外手廻りニ而遅ニハ少々の前後茂御座候
得共吟味仕荒増書上申候 以上

何村庄屋 何兵衛 (安原印)
舞鶴地方史研究

文化十癸酉年七月青井村控とあり一年中の
作すべき事を其目次に記入せしもの当農家の
の常習風俗等を見るべし」と注釈がある。

年中休日・何十何日 (奥書)

(7) 一九八四年 仏教大学民俗学研究会採集
(表紙)

外ニ一札あて名なし一札ハ大庄屋扣
駢野弥三次様

合三札
休ミ赤印 甘七日

右之帳面七月廿三日大庄屋殿へ出ス

御用人足之儀ハ不時ニ被仰付候事故出入ハ
不仕候尤自分繕ひ普請屋称かへ等之儀ハ手

透見斗ニ仕候或ハ病人等御座候て作方遅レ
申候者ハ親類又者近所より合力いたし助合

ひ申候

此分右之休日ト右ハ年の草木との間ニ書上
ケ申候

この青井村史料については明治四十五年六
月一日京都府内務部が印行した『京都府下維
新前 民政資料蒐集目録』で

「府採択番号四二四 郡(加佐) 提出番号三
九号 作方年中行事村仕癖休日の覚 一

安原宗太郎」と出示し、次でこれの解説書

『京都府下維新前 民政資料選抜目録并解題
』(明治四十五年京都府発行)

「四二四 作方年中行事村仕癖休日の覚一冊
四所村 安原宗太郎

いものの、書式や奥書から推して他村と同じ
年に作成されたものと考えられるが、これら
の作成は奥書からみても訳る様に、藩域全村
に及んだ下命に対する上申書であったことが
窺われる。

地域や生業・階層や職種などの社会的集團
から生まれた生活の慣習は、伝承行事と
して毎年くり返され、それぞれ生業の影を色
濃くのこす年中行事となつてはいるが、本質
的には信仰儀礼の性格を帶びている。このこ
とは天候を基本とする農耕生活がその基底と
なっていることに原因があり、右の史料から
もこれを知ることができる。

田辯藩でこの種の民俗資料を見る場合、村
方・浦方・町方・武家方などに分類する年中
行事が考えられるが、この内村方については
大山村分は採集當時山内先生がすでに解説さ
れ、河辺中村分は一九七四年の『両丹地方史
』第十九号誌上で渋谷先生が「年中行事書上
ケ覚にみる農民の生活」と題しての発表があ
る。この外町方年中行事の単独史料は未見の
ため云々できないが、市史編さん室の瀬戸先
生が旧町内の役用日記や町方文書などをもと
にして「田辯藩城下町の年中行事」(『舞鶴
市史編さんだより』一七〇号)をまとめて発

表されている。

次に為政的立場からの武家方年中行事につ
いては、現在参考史料として『三政規範』(一
市指定糸井文庫蔵)があり、また単独史料と
しては拙藏の『旧藩牧野家・郡役所年中行事
』(秋田道典筆写)等があるので、後日これ
らが総括されれば藩政下の全般的行事を知
ることができる。

四、藩史料と「風俗問状」の接点

田辯藩が治下各村に前出の「年中行事」書
上げを命じた年次は、その書入れより見て大
体文化九年(一八一二)後半から同十年(一
八一三)の前半と推定される。

民俗研究史からみると、この頃は塙保己一
に国学を学び『群書類従』の編纂・刊行に貢
献した屋代弘賢が、幕府の儒官であった立場
から、同門の石原正明等と共に『諸国風俗問
状』(横小本一冊六丁)と題した小冊子を版
行し、諸国の年中行事のなかの習俗や芸能の
伝承情況を知るために、知己を通じて各藩に配
布、その回答を求めていた、いわばその草創
の時代であった。

成果のうえでは、これより早く越谷吾山が
安永四年(一七七五)『物類称呼』の誌名で、
(重役)川手十大夫・上田十郎左衛門

全国の方言を収録した五冊本を出版し珍重さ
れていたが、この後「江戸時代の風俗を知る
にはこれを超す書物はない」といわれる『嬉
遊笑覧』(十二巻・付録一巻)が喜多村筠庭
によつて文政十三年(一八三〇)出版され、
また天保八年(一八三七)から嘉永六年(一
八五三)にかけて大阪の商人・喜田川季莊に
よつて『守貞漫稿』三十巻・後編四巻が書か
れている。

昭和四十年代白糸中学校郷土研究サークル
の先生達によつて、はじめて原史料が採集さ
れてのち私達の目にとまつた一連の文化十
年度年中行事記録は、江戸・大阪を中心とした
民俗志向への風潮の中で上申されているだけ
に重要で、あるいは前記屋代弘賢が各藩に求
めた「風俗問状」答えに関連したものと推測
しても矛盾しない。

当時田辯藩の藩政をにない弘賢達と何等か
の関係をもつ立場にあつたと思われる人達を
参考までに『文化武鑑』で見ると、次の顔触
れになる。

—文化九年より同十四年までは不变—

(藩主)牧野豊前守以成
(重役)牛津閑兵衛

田中半太夫・牧野万之助
古河半弥
(中老) 増山勘九郎 (番頭用人) 宮原六太
夫・今井角左衛門・森本太兵衛・
永井弥惣太・城所助之丞・増山五
平太・中江隼太・牛窪一学・古河
柔次郎

(御城使) 永井弥惣太

(添役) 滝口武右衛門

ここに出示する人達の誰かが、弘賢の問状

に応じてこれを藩庁に仲介し、その答えを要

請したと仮定すると、これ等の史料の内容は

直接には設問につながるもののが尠く、弘賢の

望んだ答えにはなっていない。

というのは、問状の内容が一年十二ヶ月を

月別に、その月々の江戸での民間行事を記し、

これを規準に冠婚葬祭行事を加えて、貴地で

は「一 (のこと) 如何様候哉之事」の形

式であったことから、この項目に該当する行

事が行われていない村落では答え様のないま

ま年中の行事を書き上げたためであろうか。

推測すると、村々の村中行事には弘賢らの

設問に対する答えが必ず載っているものと思

い込みして、これを村方三役に求めた藩側の

誤りが原因した結果かも知れないし、或はま

た、藩側では治下百二十八村 (町・大野辺を除く) 上申の年中行事を分析し、総合して、これらを素材に藩領の答書をつくる心算でいたものの、所属する階層からくる慣行や習俗のちがいで、これをまとめることができなかつた経緯があつたのではないかとも考えられる。

しかし、いづれにしてもこれらのこととは、今のところ史料の不足で憶測の域を出ない。

田辺藩の「風俗問状」史料の現状に比べると、峰山藩の場合はその奥書に見られるよう

に、客観的な立場にあつて設問に対応できる環境の二僧侶を選び、これを答者としたため

適当な「風俗問状答」が得られ、今に残ることとなつた。これについて答書発見の動機となつた前記『京都府下維新前 民政資料選抜目録并解題』の解説、および峰山領『風俗問状答』の奥書を見ると、次のように記されている。

二月に至る年中習慣風俗を記録せしもの也
尾に右御当所に無御座候以上とあり

「丹後国峰山領風俗問状答」^⑦書

申出姓名左之通 (略)

寺号昌峰山現住名尊光 寺御曲輪外に有

一、常立寺淨土宗京智恩院末

寺号昌峰山現住名尊光 寺田町に有

寺号安泰山現住名探誓

申出姓名左之通 (略)

寺号昌峰山現住名尊光 寺御曲輪外に有

寺号昌峰山現住名尊光 寺田町に有

寺号安泰山現住名探誓

申出姓名左之通 (略)

寺号昌峰山現住名尊光 寺御曲輪外に有

寺号安泰山現住名探誓

申出姓名左之通 (略)

又は完成の風俗答書が隠れて居るやうな事はあるまい。

此類の事業は数が多くなればなるほど効果が比例以上に増加するものであるから、諸国の助力によって何とか追々に之を世に出したいものと思ふ。

この文中に記されている柳田國男に依る筆写本は、戦中、中山太郎監輯によつて刊行された『校註諸国風俗問状答』(昭和十七年版) に所収。戦後は三一書房による『日本庶民生活史料集成・第九卷』(昭和四十四年版) に再生した。

これに対し原本を所管する地元中郡峰山では、これより早く前出『郷土研究』の記事が機縁となつたのか、辱知故・永浜宇平氏が『丹後史料叢書第二輯』(昭和二年五月版) に組入れ、私達に紹介されてゐた。

このことは、原本を紹介された氏の跋文に次のように述べていられるところから知ることが出来る。

(略) 柳田 (国男) 法學士に從へば、北越月令と題する越後長岡領の風俗を書きしもの、間の箇条なきゑ断言し難きも恐らく

の原本にもっとも近い写本の刊本は、前者柳田本 (中山校注分) と後者永浜本 (丹史本) の二種となる。

とすれば、その経緯から峰山領風俗問状答の原本にもっとも近い写本の刊本は、前者柳田本 (中山校注分) と後者永浜本 (丹史本) の二種となる。

ることがあるかも知れないが、いずれにして多くの数は僅かで、私達が常々民俗資料に対し如何に接しているかの一つの証明の答とも

若狭・丹後の国境にあって東・西二つの内湾をもつ舞鶴市は、近世初頭田辺城の築造によって西湾域は城下町となり、東湾域は近代に入り軍港が設営されて、所謂複眼都市を形成し発展した。

その過程でいま付とする年中行事は、東湾の中核に位置する浜村のもので、同村は明治中期の軍港都市化が急速に実施されるなか、ながい間の半農半漁のくらしは消えて都市化し、民俗的な伝承や習俗はすっかり変容してしまった。

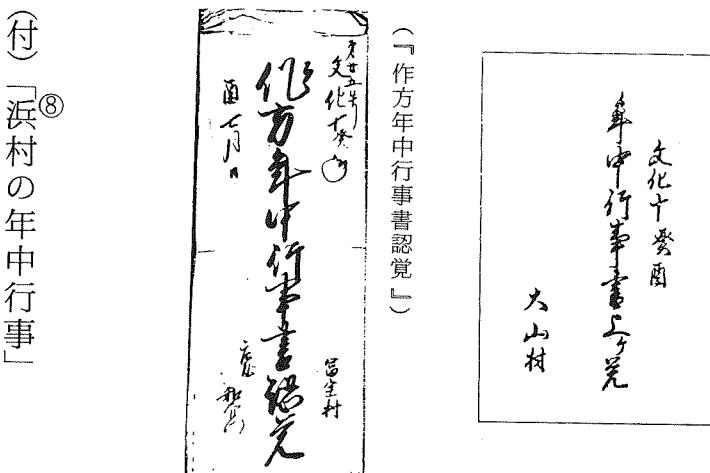
周辺の状況から、この浜村にも文化十年作成の「年中行事控」がのこされていたことは間違いないが、いまこれを望むべくもなく、変転のあいだ旧浜村の面影をのこすのは地名の程度である。これを考えば、昭和十九年一月一日の朝日新聞地方版にとりあげられたこの村の「年中行事」は、江戸時代からの習俗を伝えた貴重な記録といえる。

その過程でいま付とする年中行事は、東湾の中核に位置する浜村のもので、同村は明治中期の軍港都市化が急速に実施されるなか、ながい間の半農半漁のくらしは消えて都市化し、民俗的な伝承や習俗はすっかり変容してしまった。

周辺の状況から、この浜村にも文化十年作成の「年中行事控」がのこされていたことは間違いないが、いまこれを望むべくもなく、変転のあいだ旧浜村の面影をのこすのは地名の程度である。これを思えば、昭和十九年一月一日の朝日新聞地方版にとりあげられたこの村の「年中行事」は、江戸時代からの習俗を伝えた貴重な記録といえる。

同記事の見出しには

「郷土の年中行事 必勝精神を継がん」



(付) 「浜村の年中行事」⁽⁸⁾

軍港都舞鶴となり大躍進する前の「浜村」の年中行事を、舞鶴市史編纂委員井上浅治郎

までを与へる、子供たちはこのお年玉を貰ふのが樂しみで正月三ヶ日に限つて朝寝する者はなかった。

【事始め】

正月二日は事始めである、この日は老若男女の別なく「銭さし」を二把（一把十二本で合計二十四本）を作つた、そしてこの銭さしを福の神にお供へし一ヶ年間に二十四本の「銭さし」一ぱい金がたまるやう、即ち貯金ができるやうにお祈りした、「銭さし」一本に一厘錢をさすと百枚で十銭、文久錢だと三円二十銭、寛永通宝では四円八十銭、当時の相場で玄米一俵は一円五十銭であつたから貯蓄目標は相当のものであった。

子供たちはこの日「書初め」をして人の見

やすい所へ貼り出し回礼に来た人に見て貰つて批評を乞ふのである。この「書初め」は十五日の左義長のときに焼くことになつてゐる。

【隠し餅】

むかし浜村のある漁夫が三日の未明に起きて雜煮餅を祝ふと直ちに村人たちに隠れて、こつそりと出漁したところ夥しい大漁があつた、その翌年からは我也我もと出かけるやうになり、これが習慣となつて餅に小豆粥をかけて

言える数で、發問した先賢に対しても遺憾という外ない。

六、おわりに

若狭・丹後の国境にあって東・西二つの内

湾をもつ舞鶴市は、近世初頭田辺城の築造によつて西湾域は城下町となり、東湾域は近代

に入り軍港が設営されて、所謂複眼都市を形

成し発展した。

その過程でいま付とする年中行事は、東湾

の中核に位置する浜村のもので、同村は明治

中期の軍港都市化が急速に実施されるなか、

ながい間の半農半漁のくらしは消えて都市化

し、民俗的な伝承や習俗はすっかり変容して

しまつた。

周辺の状況から、この浜村にも文化十年作成の「年中行事控」がのこされていたことは間違いないが、いまこれを望むべくもなく、

変転のあいだ旧浜村の面影をのこすのは地名の程度である。これを思えば、昭和十九年一月一日の朝日新聞地方版にとりあげられたこの村の「年中行事」は、江戸時代からの習俗を伝えた貴重な記録といえる。

同記事の見出しには

「郷土の年中行事 必勝精神を継がん」

(『作方年中行事書認覚』)

（『作方年中行事書認覚』）

とあり、三回の連載で、口述は同十八年夏、元舞鶴市長故水嶋彦一郎氏が組織しようとした「舞鶴市史編纂委員会」の委員、辱知・故井上浅治郎氏である。

（『年中行事書上ヶ覚』）

文化十登録 年中行事書上ヶ覚

（『年中行事書上ヶ覚』）

とあり、三回の連載で、口述は同十八年夏、元舞鶴市長故水嶋彦一郎氏が組織しようとした「舞鶴市史編纂委員会」の委員、辱知・故井上浅治郎氏である。

（『年中行事書上ヶ覚』）

文化十登録 年中行事書上ヶ覚

（『年中行事書上ヶ覚』）

【元旦】

村中残らず一戸から一人以上、まだ夜の明け

ぬうちに氏神の大森神社に参拝、次で敷地

一村内の神社の総称一で水無月神社・愛宕大

権現・稻荷神社・蛭子神社を順拝して皇國の

弥栄と一家の無事息災を祈る。

帰宅して祖先の靈を拝したのち床の正面にお

供へしてある祝三方をその年の明き方に向

ておしいいただき串柿を一個づつ食べ家内揃つ

て雑煮餅を祝ぶ。

この雑煮餅を祝ふまでは参拝の途中などで村

の人たちに出会つても一切挨拶はせず無言の

行である、祝の膳が済むと回礼をはじめるが

花嫁のある家では必ず嫁が礼を受け村の人た

ちとの親交を増すやうにした。

花婿のある家ではその花婿が回礼するのであ

る、正月三ヶ日の間に訪れた近所や親戚の子

供に対しては「お年玉」として一錢から五錢

供へして檣一把を貰つて帰る、この檣の葉は魔除け

といはれたものである。

【村講】

正月十日、各戸から一人づつ出て早朝薬師さ

んに参詣しその足で講宿へ行つて朝食を一緒

に食べる、献立は毎年まつていて白米飯に

豆腐汁と漬物・串柿二個、帰りに手土産とし

て檣一把を貰つて帰る、この檣の葉は魔除け

といはれたものである。

【造りぞめ】

十一日に行ふ、隠し餅を漁家の漁業はじめと

するところは農家の耕作初めで、どんな事が

あつてもこの日蕪苗を一本だけ正田へ移植す

る。

【狐狩り】

十四日の午の刻を期して村中の若連中は水無

月神社に勢揃ひし「狐狩りヤーリ」と連呼し

ながら村内を行進する、別に狐が出没するわ

けではないのだが大いに青年の意氣が昂揚する

のである。

【お日待】

十四日の夕方村人たちは米五合と味噌少々、

副食物を持って得月院に集まり心経七巻を奉

謝したのち懇親を催し徹夜して翌十五日、日

の出を挙げ朝食ののち解散する。

十五日の早朝松飾を撤去し最寄の空地へ持寄つて焼却、その火で小餅を焼いて持帰り家内一同が分けて食べ年中息災を祈念する。また蛇が入らないといふのでこの灰を家の周囲へ撒いたり、この火を線香に移して灸をしたりする。子供達は書初を焼いて高く舞ひ上ると学問上達の兆だといって喜んだものである。

十六日には寺で“念仏はじめ”二十四日は午前中だけ働いて午後は村の“総休み”奉公人などは一番楽しみにしていた。

二月の行事は初午講と村祈祷とお涅槃である【初午講】

この月の最初の午の日に村中の家々から一人づが参加して早朝稻荷神社に参拝したのち講宿へ行き朝食の饗應を受ける、献立は小豆飯に豆腐汁、油揚げとずいき芋の平附、漬物である。

【村祈祷】

村祈祷は九日に得月院で行った。附近の寺院総出仕で大般若經の転読があり村中の安全を祈禱するのである。この日は山門前で柏汁の振舞があり子供達を喜ばせた。

涅槃会は十五日、どの家でも米と豆とを煎りがら海岸まで行って解散する。螟虫(めいちゅう)と雛子(はやし)を送り出すので今も昔も農家の増産への努力は一向に変りがない。

【虫送り】

十一日から三日間、現在の害虫一齊駆除で各農家から一人づつ松明を持って夕方から出勤、適当な場所に勢揃ひして鐘や太鼓に拍子を合せ“稻の虫送るや、稻の虫送るや”と雛子ながら海岸まで行って解散する。螟虫(めいちゅう)を送り出すので今も昔も農家の増産への努力は一向に変りがない。

【氏神祭】

六月十四日各戸から一人づつ神宿に集り行列を作つて参詣するのだが行列の順序は神記轍・鉾・太夫・警固・露払・小太刀・小薙刀・大刀棒・棒・大薙刀・若連中の太鼓櫓曳き二、三十人、太鼓櫓・雛子数人、一般参拝者で行進の途中武者舞ひの練込みを行ひ、境内に入ると内鳥居の所で太夫さん(神宿の主人)が奉拝、武者舞ひを奉納して帰るのである。変わっているのは年に一度の氏神様の祭であつて、村たちは別に仕事を休むでもなく参拝を終ると早速野良仕事にとりかかる。御馳走も別に作らず客も招待しない、他村の人たちは“浜の麦飯祝”といったものである。

【孟蘭盆】

十三日から十五日まで第一日に新らしい花筒に草花をいろいろと供へ、その夜か翌十四日の早朝一家揃つて墓参りする、墓前に桐の葉を敷いてその上へ団子・米・茄子・瓜・菓子などを供へる。十三、四両日は寺から檀家へ棚経にまはる

十五日には寺で施餓鬼があり

砂糖を加へ“うどん粉”で固めたものを作つて仏前に供へる、年寄たちはお寺へ行つて説教をきき念仏を唱へる。

三月に入ると

【雛節句】

三日に神様には桃の枝をさした桃酒を供へ、仏様には菱餅、お雛様には白洒をお供へした。飾雛は貧富の程度によつて一樣ではなく初雛の家では家相応の祝宴を催して親族や知己を招待した。菱餅は赤白青の三色三重の家もあり五色五重の所もあつて一定していなかつた。

十八日には農作のため沢山の虫を殺すのでそろは野良仕事を休み動物は一切殺さない。

四月の八日は

【花まつり】

一戸から一人以上松尾寺へ参詣する。足の弱い者は得月院へお参りして甘茶をいただく。

【端午の節句】

五月の五日家々では入口へ三個づつ菖蒲と蓬を束ねて庇にさし床には武者人形や大幟・槍を立てて、

【稲荷祭】

六月の六日、村人全部午後は仕事を休んで田井中の“お稲荷さん”に参詣する、手に手に料理を一品づつさげて行き参拝したあと神前に席を敷いて車座となり酒宴を催すのである。

【神宿決め】

七日、町の主だった人たちが神宿へ集つて翌年年の神宿を内定する。内定された家では壁の上塗りや畳の表替え、襖や障子の貼替へをして十五日に正式に決定する、神宿の主人は太夫さん、または隠居方といつて村では大いに敬意を表し優遇する、前年の神宿は古宿とい

・小幟・鉾などを飾り長男の初節句の場合は身分相応に祝宴を催す、神前へは洗米と神酒に菖蒲を添へて供へ仏前へは柏餅と菖蒲で“尻たたき”を作つて貰い女の子を見かけると誰彼なしに“お祝いだ”といつて尻をたたく、若連中は四斗樽ほどの大きさのある“尻たたき”を作つて庚申様の前へ据置いたりした。

(図は菖蒲の尻たたき)



身分相応に祝宴を催す、神前へは洗米と神酒に菖蒲を添へて供へ仏前へは柏餅と菖蒲で“尻たたき”を作つて貰い女の子を見かけると誰彼なしに“お祝いだ”といつて尻をたたく、若連中は四斗樽ほどの大きさのある“尻たたき”を作つて庚申様の前へ据置いたりした。

十月は月の出を待つて餅を供へる、十七日は十月は九日が節句、二十八日のお日待

十七夜、二十日の蛭子祭などがあつた。

